

書式【誓約書】の変更についてのお知らせ

「成年被後見人等の権利制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令」が交付され、建築士法施行規則の一部が令和元年 12 月 1 日より改正されます。

つきましては、建築士事務所登録申請・変更届出の添付書類である下記、誓約書「第六号書式（第 20 条関係）」が変更されましたので申請書作成の際はご注意ください。

記

改 正 後	改 正 前
第六号書式（第二十条関係）（A 4） 添付書類（ハ） 誓 約 書 登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。 年 月 日 登録申請者氏名.....印 指定事務所登録機関 一般社団法人茨城県建築士事務所協会会長 殿 記 - 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 - 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 - 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 - 建築士法第 9 条第 1 項第 4 号又は第 10 条第 1 項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者 - 建築士法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して 5 年を経過しないもの） - 建築士法第 26 条第 2 項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前 1 年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの） - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（7 において「暴力団員等」という。） <u>精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> - 暴力団員等がその事業活動を支配する者 - 建築士事務所について建築士法第 2 条第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件を欠く者 - 禁錮以上の刑に処せられた者（2 に該当する者を除く。） - 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3 に該当する者を除く。） 〔記入注意〕 - 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。 2 から 9 まで、11 又は 12 のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。	第六号書式（第二十条関係）（A 4） 添付書類（ハ） 誓 約 書 登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。 年 月 日 登録申請者氏名.....印 指定事務所登録機関 一般社団法人茨城県建築士事務所協会会長 殿 記 - 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 <u>成年被後見人又は被保佐人</u> - 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 - 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者 - 建築士法第 9 条第 1 項第 4 号又は第 10 条第 1 項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者 - 建築士法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して 5 年を経過しないもの） - 建築士法第 26 条第 2 項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前 1 年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの） - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（第 8 号において「暴力団員等」という。） - 暴力団員等がその事業活動を支配する者 - 建築士事務所について建築士法第 2 条第 4 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件を欠く者 - 禁錮以上の刑に処せられた者（3 に該当する者を除く。） - 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（4 に該当する者を除く。） 〔記入注意〕 - 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。 3 から 9 まで、11 又は 12 のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。